

実務家教員情報の開示規則

(平成十七年五月六日規則第四百号)

改正 平成二十二年 二月一九日

(目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)は、法科大学院の教員である弁護士(以下「弁護士実務家教員」という。)の情報について開示の請求を受けた場合、この規則の定めるところにより、弁護士実務家教員に関する情報を開示する。

(開示請求権者)

第二条 日弁連の会員は、この規則の定めるところにより、日弁連に対し、弁護士実務家教員に関する情報の開示を請求することができる。

(開示情報の範囲)

第三条 日弁連が開示する弁護士実務家教員に関する情報は、日弁連又は各法科大学院において公表される以下の情報とする。

- 一 氏名
- 二 職務上の氏名を使用している者については、職務上

- 1 -

の氏名

- 三 所属弁護士会
- 四 登録番号
- 五 法科大学院名
- 六 担当科目

(開示請求の手続)

第四条 情報の開示を請求する者は、次に掲げる事項を記載した書面を日弁連に提出しなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。)又は名称、弁護士会の場合には会長名、代表社員の定めがある弁護士法人の場合には代表社員の氏名
- 二 開示請求をする者が弁護士会員又は弁護士法人会員の場合には、所属弁護士会名
- 三 開示請求をする情報の範囲。但し、前条に規定する情報の範囲に限る。
- 四 一定の条件に該当する弁護士実務家教員に関する情報の開示請求をする場合は、その条件。但し、前条に規定する情報に関連する条件に限る。

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

- 2 -

附 則（平成二十二年二月一九日規則第一四〇号）

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第三条、第四条

改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十二年二月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）